熊本県 最低賃金

時間額 **715円**

21円 UP

平成28年10月1日から

守ってる？ 守られてる？
雇う上でも、働く上でも、
最低限の
ルールなんです!!

最低賃金、しっかりチェックゥーッ!!

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
http://www.saiteichingin.info/

パソコンでも最低賃金がチェックできます!
WEBでチェック! 最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは熊本労働局または最寄りの労働基準監督署へ

熊本労働局ホームページアドレス
http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

チェックゥーッ!! 最低賃金制度とは?

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度なんです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

チェックゥーッ!! 最低賃金額以上となっているか チェックの方法は?

チェックしたい賃金(※1)**を時間額にして、**
最低賃金額(※2)**(時間額)と比較するんです!**

1 時間給の場合	時間給 ≧ 最低賃金額(時間額)
2 日給の場合	日給 ÷1日の平均所定労働時間(時間額に換算) ≧ 最低賃金額(時間額)
3 月給の場合	月給 ÷1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) ≧ 最低賃金額(時間額)
4 上記1、2、3が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合 ❶ 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す ❷ 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す ❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合　日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

あなたの賃金は?
スマホ、携帯で調べよう!

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(H28.9)

熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。
なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金	最低賃金額（時間額）	効力発生日	適　用　範　囲
熊本県最低賃金	**715円**	**平成28年10月1日**	熊本県内の全ての労働者に適用されます。

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額（時間額）	効力発生日	適　用　範　囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	**759円**	**平成28年12月15日**	1　次に掲げる者を除きます。 〇18 歳未満又は 65 歳以上の者 〇雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの 〇清掃又は片付けの業務に主として従事する者 〇「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。）に主として従事する者 2　地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用される場合には高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	**808円**	**平成28年11月24日**	
百貨店，総合スーパー	（712円※） ※最低賃金法第六条により、平成 28 年 10 月1日から熊本県最低賃金 **715円** が適用されます。	（平成27年12月13日）	

注1　最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。
注2　最低賃金の対象には、次の賃金等は含まれません。
　　①結婚手当などの臨時の賃金　②賞与などの1か月を超える期間ごとに支払われる賃金　③時間外割増賃金　④休日割増賃金　⑤深夜割増賃金　⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
注3　百貨店，総合スーパーとは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって従業者が常時50人以上のものをいいます。